

平成20年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果〈要旨〉

1 評価結果の概要

- (1) オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態や再発防止処分の必要性の把握等をする上での効率性及び有効性が高いと考える。また、公安調査庁長官が、立入検査及び教団からの報告徴取等を踏まえて、観察処分の期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、観察処分の期間を更新する決定を行ったことから、施策の効果が認められる。さらに、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。
- (2) 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の高い情報は、随時、政府・関係機関へ直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価が得られたと考える。さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。

2 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

- (1) 教団が現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持していることに加え、教団施設が存する地域住民が抱えている不安感を払拭する必要もあることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。
- (2) 国際テロ、北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっていることから、これまでと同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」等に基づき、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。